

医療・介護労働者の労働環境の改善を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の雇用の質の向上のための取り組みについて（5局長通知）」や、「医師，看護職員，薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため医療分野の雇用の質の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また，医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され，都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し，各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求めています。

しかし，国民の命と暮らしを守る医療，介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため，労働実態は依然として厳しくなっており，安全・安心の医療，介護を実現するためにも医師，看護師，介護職員の増員や夜勤交替制労働者の労働時間改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく，必要な病床機能は確保した上で，労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には新たな看護職員需給見通しが策定されますが，これを単なる数値目標とするのではなく，看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし，そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

よって，国・県においては，安全・安心の医療，介護を実現するためにも，医師，看護師，介護職員の大幅増員及び労働環境の改善を図る対策を講じられるよう下記の事項について要望します。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間，勤務間隔12時間以上，週32時間以内とし，労働環境を改善すること。
- 2 医師，看護師，介護職員などを大幅に増員すること。

上記のとおり，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出いたします。

平成27年12月25日

宮城県大崎市議会議長 佐藤清隆

内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
宮城県知事

} 殿